

平成20年5月30日(金曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
大沼保義	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
佐藤勝義	農業委員会会長	那須義行	総務課長(併)選挙管理委員会事務局長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
柏倉隆夫	建設課長	犬飼弘一	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
安孫子政一	農林課長	犬飼一好	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	鈴木英雄	会計管理者 (兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	今野要一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	兼子善男	学校教育課長
高橋利昌	学校教育課長 指導推進室長	工藤恒雄	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	兼子良一	生涯学習課長 生涯学習課長 生涯学習課長
清野健	農業委員会 事務局長		生涯学習課長 生涯学習課長 生涯学習課長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	議事主査

議事日程第 1 号

第 2 回 定例会

平成 20 年 5 月 30 日 (金曜日)

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 平成 21 年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成 19 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 20 年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成 19 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 20 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 寒河江市農業委員会委員の推薦について
- 〃 6 議第 41 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑、討論、採決
- 〃 10 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 11 報告第 3 号 平成 19 年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- 〃 13 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 〃 14 議第 42 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 15 議第 43 号 平成 20 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 16 議第 44 号 大沼文庫図書購入基金条例の制定について
- 〃 17 議第 45 号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第 46 号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- 〃 19 議第 47 号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第 48 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第 49 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 22 議第 50 号 寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第 51 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
- 〃 24 議第 52 号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について

- ” 25 議第53号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
 - 日程第26 議第54号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - ” 27 議第55号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
 - ” 28 議第56号 市道路線の変更について
 - ” 29 議第57号 市道路線の認定について
 - ” 30 請願第2号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願
 - ” 31 請願第3号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を政府等に提出することの請願
 - ” 32 議案説明
 - ” 33 質疑
 - ” 34 予算特別委員会設置
 - ” 35 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成20年第 2 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、10番柏倉信一議員、18番石川忠義議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました、平成 20 年第 2 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 5 月 27 日午前 8 時 35 分から議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から 6 月 13 日までの 15 日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 13 日までの 15 日間と決定いたしました。

第 2 回定例会日程

平成 20 年 5 月 30 日（金）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月30日(金)	午前 9 時 30 分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、農業委員会委員の推薦、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、人権擁護委員の候補者推薦、議案・請願上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本 会 議 終 了 後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
5月31日(土)	休	会		
6月 1日(日)	休	会		
6月 2日(月)	休	会		
6月 3日(火)	休	会		
6月 4日(水)	休	会		
6月 5日(木)	休	会		
6月 6日(金)	午前 9 時 30 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 7日(土)	休	会		
6月 8日(日)	休	会		
6月 9日(月)	午前 9 時 30 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
6月10日(火)	午 前 9 時 3 0 分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
6月11日(水)	休 会			
6月12日(木)	休 会			
6月13日(金)	午 前 9 時 3 0 分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
6月13日(金)	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について

(2) 平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について

(3) 平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめた上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。本市の、平成21年度の要望事項は、市町村合併の推進についての要望を初めとする25件であり、手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

次に、平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成19年度につきましては、委託事業に係る用地取得のほか、自主事業である工業団地、業務用地などの取得造成及び処分を行っております。この結果、収益合計は4億3,764万5千円、費用合計は4億5,219万2千円となり、1,454万7千円の当期純損失となっております。

また、平成20年度につきましては、保有地の処分に重点を置いて、委託事業及び自主事業を推進することとしております。これらに伴う収益的支出予算として16億5,236万5千円を、また資本的支出予算として55億1,655万円を計上しております。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成19年度につきましては、指定管理者として市の体育施設の管理運営を行い、スポーツの普及振興に努めた結果、利用者は13万7,000人。収入合計は6,589万2,896円。支出合計は6,576万5,444円。収入支出差引残額は12万7,452円となっております。

また、平成20年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民にスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,448万6千円を計上しております。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2件につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げるものであります。以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告中、平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 平成21年度の重要事業の要望事項に関して、お尋ねをしたいと思います。

今、中国四川省で大地震が起こっているわけでありまして、耐震対策の関係で、これまでも小中学校初めとする、もちろん市庁舎の耐震診断結果も出たわけでありまして、耐震化対策事業促進についての要望をやはり追加すべきだと思うのです。もちろん寒河江市の計画書ができていないために、要望事項としてなっていないというものなのかも知ってお聞かせをいただきたいわけでありまして、小学校の各建物については、もう既に耐震診断優先度調査も終わっています。

聞くとところによると、第3次の5カ年計画に盛り込みたいという考えもあるようであります。第3次というのは、平成18年から平成22年までの計画でありますけれども、これらも必要ありますし、また国県などの基本指針によりますという、平成27年度までに公共施設などは100%の耐震化を達成しなければならない。一般のものについても、90%の達成をしなければならないという目標も設定されているわけであります。

したがって、平成21年度というのは耐震を積極的に進めなければならない年度に入っていると思うわけでありまして、寒河江市の重要事業に今回入っていません。したがって、このことについての見解をお聞かせいただきながら、先ほどの市長の提案でありますという、西村山1市4町の協議も経て、あるいは県との協議も経て要望をされているということのようでありまして、極めて緊急性のある案件だと思いますので、耐震化の促進についての要望は追加をして出していただきたいということを申しあげながら、見解をお尋ねしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 過般、県の方の担当と市との打ち合わせもやったわけでございますし、また、西村山総合開発の関係におきましては、事務担当者の段階でいろいろ協議を進めてきたところでございます。その段階におきましては、それらにつきましての話も出されませんでしたし、出していないところでございます。これから西村山総合開発推進委員会も行われますので、それらの中で1市4町としてどのように取り組むか、あるいは国県の動向というものを眺めながら検討してまいりたいと思っておりますし、そのように考えておるところでございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 耐震化対策は極めて重要な問題であるし、国県の支援を受けなければ市単独でできる対策であれば重要事業として上げなくてもいいと思うのですが、全くこれらの事業は国県の支援を受けなければどうにもならない事業だと思いますので、ぜひ追加しても要望事項に加えていただきますことを強く求めまして発言を終わります。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 土地開発公社の関係について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

一つは、代行事業の関係でありますけれども、開発公社で取得をして8年以上経過している土地、それから10年を越えている土地はどこどこあるのか。そしてそれぞれ今後の処分の見通しについてお伺いをしたいと思います。一般的に、10年を越える場合には、塩漬けという形の中で上部の方からもいろいろ指導があるようでありまして、10年を越えたものももちろんそうでありまして、8年を経過しているものからお聞かせをいただきたいというのが一つであります。

それから二つ目としては、平成20年度の事業計画の中の7番、工業団地の第4次拡張用地の関係でありますけれども、いろいろ地元でいいますか、私の耳に聞こえてくるもので、農振除外が難しいと。国営かん排事業の補助事業を受けた関係で、事業終了後、一定期間農振除外ができないということで、工業団地についても農振除外ができないというふうな話があるわけでありまして、その辺については私は

そういうことはないという理解をしているのでありますけれども、誤解のないようにするためにこの点についての見解をお聞かせいただきたいというのが2点目であります。

それから3点目でありますけれども、プロパー事業でも、大分年数がたっても処分されないで抱えている土地があるようにお見受けをしました。今土地開発公社の中でも、土地をあっせん、紹介をしていただいた場合には、紹介者に対して謝礼をしても処分を進めていきたいというふうになっておったと理解しておりますが、そういう紹介の実績といいますか、どれぐらいなされているのか。こういう制度を導入した以降の土地の処分状況なども含めてお聞かせをいただきたいということで、この3点をまずとりあえずお聞かせいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 お答えいたします。

最初の、代行用地で8年以上経過しているものとしたしましては、チェリークア・パークの整備用地がございまして、これが平成10年5月最終的に取得となっておりますので、10年ということになるかと思っております。今現在8年以上経過している土地は、あとはございません。その取り組みにつきましては、市の方も企業誘致を頑張るということでございます。

2点目の第4次拡張用地に関する農振除外の関係でありますけれども、今の国の考えといたしまして、食糧自給率を高めるということもあって、国営かん排事業の関係もあって、なかなか難しいという状況にはなっておるようでございますが、国県とも協議しながらいい方向に今進んでいる状況になってございます。

プロパー事業に関連しての、謝礼を払っての処分の件数でありますけれども、大変申しわけございませんが今手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 10年経過している代行用地の関係では、クア・パークが10年というようなことで企業誘致に努めていきたいというお話があったわけではありますけれども、実際問題として民活の宿泊エリアと最上川の間、あそこにざっと土地があるわけではありますけれども、あそこに企業誘致などというのはできないのではないかと思います。したがって、そういう対処方針だけでは問題があると思っておりますので、ぜひあそこにも企業誘致をする考えなのか改めてお聞かせをいただきたいと思っております。これは金額にしても億の銭になっているはずでありますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、工業団地の農振除外の関係でありますけれども、難しいけれどもいい方向ということは、もっとやはり、その辺のことができないんだということであるならばそういうことでありますし、その辺の部分、もう少しきちっとしていただかないと私もいろいろな要請を受けても対応に困るわけがあります。したがって、もう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

プロパー事業に対しての紹介者謝礼の関係は手元に資料がないようでありますけれども、何件で何ぼあってという詳しい内容は後で結構でありますけれども、その制度を導入以降、それを活用されて処分が進んでいるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 企業立地推進室長。

尾形清一総合政策課企業立地推進室長 クア・パークの件につきましては、今残っている残地は民活エリアの2区画と、河川区域の中ののり面であります。のり面につきましては、国の方から買っていたように今要望しているところであります。あと2カ所につきましても今誘致の方に頑張っております。その2カ所はまだ決まてはいないのですが、大分話は進んでいる状況であります。

それから2点目の第4次分の工業団地の拡張の件ですけれども、農転ではなくて農振除外の件だと思っておりますけれども、農振除外につきましては今国の方と詰めておりまして、確かにその場所は国営の受益地の中だということで、22ヘクタールほどの面積を除外するわけではありますので、大変苦労しているところでありますけれども、県の方はほぼ了解を得ておりまして、局から同意を得る段階まで進んでおります。結構国の方も寒河江の状況を理解しております。それから、そここのところのめどがどの程度なのかということまで詰まっておりますので、農振除外の方につきましてもなるべく早い時期におりるのではないかと考えています。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 3点目のやつがまだ……。

菅野英行総合政策課長 申しわけございません。その件につきましては、報告を受けておりませんので、申しわけございません、それは後でお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 チェリークア・パークの残っている部分で2区画はもちろん企業誘致に、のり面は国に買ってほしいという考え方を示されたわけでありますけれども、まさに国も県も、10年以上のやつは塩漬けだと言われているわけです。したがって国に買ってもらうなどとすれば、国もそういうふうなことがないように、できるだけ早く処分するようにとっているわけでありますから、国との関係でその見通し、もう10年過ぎているわけでありますから、もちろん最初からそういう方向で区画をつくっているのだと思いますが、もう既に10年を経過しているということからすれば、国に買ってもらうのだとすれば国との見通しはどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 副市長。

荒木 恒副市長 今申しあげましたように、クア・パークの最上川沿いのエリアについては、国土交通省と今交渉中でありますけれども、やはり非常に厳しいのは、土地の単価であります。国土交通省では他の最上川沿いの買い上げする単価と寒河江のこのクア・パークエリアの単価、この件で今非常に難航している状況ということで、今すぐ見通し、ことし来年で決着するというようなことではないので、その辺粘り強く交渉を続けていくということでございます。

伊藤忠男議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

寒河江市農業委員会委員の推薦について

伊藤忠男議長 日程第 5、寒河江市農業委員会委員の推薦についてであります。

このことについては、市長から委員 1 名の推薦を依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより議会推薦の寒河江市農業委員会委員の推薦についてお諮りいたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、鴨田俊廣議員の退席を求めます。

〔 8 番 鴨田俊廣議員 退席 〕

伊藤忠男議長 それでは、寒河江市農業委員会委員に鴨田俊廣議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました鴨田俊廣議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました鴨田俊廣議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

鴨田俊廣議員の着席を求めます。

〔 8 番 鴨田俊廣議員 着席 〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 6、議第 41 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 41 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。
固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木捷蔵委員の任期が平成 20 年 6 月 11 日をもって満了となることに伴い、同氏を再任するため議会の同意を求めます。
よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 8、委員会付託であります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議第 41 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 41 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。
議第 41 号に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。
これより議第 41 号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議第 41 号については、これに同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 41 号はこれに同意することに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

伊藤忠男議長 日程第10、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件についてはお手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 1 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第11、報告第3号から日程第31、請願第3号までの21案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第32、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第3号平成19年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

西寒河江駅谷沢線整備事業費1,542万3千円及び下釜山岸線整備事業費1,130万円を平成20年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、承認第4号及び第5号専決処分の承認を求めることについて、両案件とも関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に交付され、同日から施行されたことに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正する条例及び寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったものであります。

市税条例の改正内容は、寄附金税額控除の創設などであり、都市計画税条例の改正内容は固定資産の課税特例の解除等に伴う地方税法の引用条項の整備などであります。

以上、両案件について議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第42号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、まちづくり交付金を活用した市民ギャラリー整備事業費に3,800万円、米飯学校給食促進事業費に116万1千円などを新たに計上し、大沼文庫図書購入基金に係る図書館管理運営事業費に1,000万円、側溝整備事業費に800万円、教育指導援助事業費に328万7千円などを追加し、予防接種事業費132万3千円、種蒔ザクラ環境整備事業費200万円を減額するものであります。

その結果、6,781万2千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ140億2,734万6千円となるものであります。

次に、議第43号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、支払基金交付金及び国庫負担金の返還に伴う償還金を追加するものであります。その結果、4,956万3千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ4億8,589万5千円となるものであります。

以上、補正予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、議第44号大沼文庫図書購入基金条例の制定について御説明申し上げます。

大沼義明氏の寄附金を積み立て、これを原資にして図書の充実を図ろうとするものであります。

次に、議第45号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について、議第46号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について、議第47号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について、各案件とも関連がありますので一括して御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、乳幼児医療制度に係る扶養者の所得制限額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険事業の税収を確保するため、国民健康保険税の医療分に係る所得割、資産割、均等割及び平等割の各案分率等について、所要の改正をしようとするとともに、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の追加等所要の改正をしようとするものであります。

議第50号寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

指定管理者制度における利用料金制度を充実するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第51号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

葉山森林総合レクリエーション施設の利用拡大を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議第52号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第53号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

公営住宅における暴力団排除の基本方針が策定されたことに伴い、市営住宅の入居に関する暴力団員の排除等所要の改正をしようとするものであります。

議第54号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第55号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明申し上げます。

この協定により、汚泥脱水設備の建設工事等を行うものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第56号市道路線の変更について御説明申し上げます。

道路網の再編に伴い、市道米沢4号線など3路線の終点の位置を変更しようとするものであります。

次に、議第57号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、12路線を認定しようとするものであります。

以上、16案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

報告第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第 4 号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 承認第 4 号と承認第 5 号の関連がありますので、この二つについて質問をしたいと思いをします。

これは専決処分になっていますけれども、この内容がどのようなものなのかわかりませんでしたので、共産党議員団として担当課から資料をもらって見てみたのですが、この承認第 5 号については都市計画税条例の一部を改正する条例となっていますけれども、これは65歳以上の高齢者の方の都市計画税、市民税、そういうものを年金から差し引くという条例なのですね。ですから、これを専決処分にしなければならなかった理由というのはあるのかなと思うのですが、その点をお伺いしたいと思います。

伊藤忠男議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 このたび専決処分いたしました二つの条例改正につきましては、平成20年度の税制改正の地方税改正に係るものでございます。その中で課税特例適用の期限が4月30日までとなっているものの、平成22年までの延長とか、いろいろなものが含んでございます。今御指摘のあった市民税の都市計画税というお話がありましたけれども、市民税の個人分の公的年金からの特別徴収のことではないかというふうに思いますが、確かに特別徴収の改正は平成21年の10月支給分からということになってございますけれども、一連の地方税改正法の中で処理されておりますので、今回は一括して専決処分をさせてもらったところであります。

なお、平成21年の10月までには十分に関係者から御理解をいただけるように周知等を図ってまいると、この猶予期間を使ってまいりたいと思っておりますので、専決処分の方法については一括という処理をさせてもらいました。以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 さまざまな法と一緒に一括処理をしたというようなことだと思いますけれども、この市民税の改正というものは、これまでもさまざまなものが公的年金から差し引かれているわけですね。65歳以上の高齢者の方については、介護保険、それからこれからの後期高齢者の保険やらさまざまなものが年金から控除されるわけです。そういうことをまともに審議もせず、国が決めたものだからということで、それを専決処分にしてしまうというのはいかがなものかなと私は思うのです。

4月30日には臨時議会があったわけです。ですから、これが国会で4月30日に決まったということなのですが、そういう法が決まるということが大体わかっていることだろうと思うのですが、例えば4月30日の臨時議会をもう少し延ばして、それに合わせて臨時議会の中で審議をするというようなことをすべきではなかったかと思うのです。

国で決まったことを何でも、決まってしまったのだから仕方ないということで、専決処分でも何でもいいとしてしまうのであれば、議会で議論するなどという必要はなくなるわけですね。議会も議員も要らなくなるわけです。ですから、そういう点で市民の代表としてこの議場に臨んでいるわけですから、そういうものに対してもしっかりとした議論をしていくということが本筋ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。(「そのとおり」の声あり)

伊藤忠男議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 4月30日に国会で地方税法の改正が成立して、同日に交付されたということになってございます。確かに臨時議会も30日にあったわけですが、臨時議会の議案の提示を事前に通告する必要もありませんでしたので、国会で4月30日に成立するという情報は得ておりましたけれども、どの時点で成立するかということについては時間まで特定できませんでしたので、専決処分としたものです。

なお、今回、特別徴収に個人の市民税も徴収されるということになっておりますが、それらについてはこれまでのルールと同じように、老齢年金の受給額が年間18万円以上というようになりますけれども、特別徴収の方法で納税者の納税手続の利便性の向上ということなどもございますので、寒河江市でもそ

のまま、その制度を理解できるように十分に周知を図っていきたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 この制度は選択制というのではなくて、国からもう一方的に、押しつけというようなことだろうと思うのですが、こういうことが来年平成21年の10月からということで、まだ実施までには間があるわけですね。ですから、ぜひこういう住民の暮らしに直接かかわるような議案については、議場できちっと議論ができるような設定をしていただきたいということを要望いたします。

伊藤忠男議長 承認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 国民健康保険税の関係ですけれども、このつけ紙をいただいたわけですが、具体的にどういう階層の人が負担増か、あるいはマイナスになるかということは正確につかめない資料でありますので、この予算を組んだ時点のシミュレーションをした内容を各議員に配付して、審議の一つの参考資料として提出を求めたいと思いますけれども、議長の配慮をお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 この国民健康保険税の改正の関係については、国民健康保険運営協議会を開催しておるわけですが、その辺の資料かと思いますが、事案決定されているものにつきましては開示請求があれば私の方で上げることができると思っております。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 私はこの議案を審議する上でぜひとも必要でありますので、議長からその辺要請をお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長、資料提出大丈夫ですね。(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。那須議員。

那須 稔議員 今回、市営住宅の方の条例の一部改正ということで先ほども説明がありましたけれども、最近の社会情勢によって暴力団の排除という基本方針が制定されたということから、今回の条例改正ということであります。

一つは、暴力団の入居を防ぐということと、もう一つは、暴力団とわかった場合に部屋の明け渡し措

置ということが追加されたようであります。方針においては、市営住宅の状況と申しますが、そのような状況下にはないと思っておりますけれども、近隣の市においてはそのような団体も存在するという点でお聞きをしたいと思います。

一つは、今回のこの条例を進めるに当たって、警察などの関係機関との十分な連携と申しますが、場合によっては直接職員が対応するなどの取り組みが出てくるかと思っておりますが、警察などとの連携対応についてどのようにされるのか1点お聞きをしたいと思います。

それから2点目は、入居の際、暴力団ということに該当するかどうかの判断、これらについて申し込み段階ではどのように判断されていくのかお聞きをしたいと思います。

3点目は、基本的に事業主体が対応ということで、職員が対応しなければならないようなことがあるかと思っておりますが、職員の暴力についての対応のために、県の方の暴力追放運動センターでの不当行為要求防止責任者講習会などがあると聞いておりますけれども、それらについて、それからそれらを含めての職員の研修などについて、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 市営住宅に対する暴力団の排除というようなことで、警察との連携という御質問がございました。

この条例の施行に当たっては、市と寒河江警察署とによる市営住宅等の使用制限に関する合意書というものを取り交わしていこうと思っております。その中で、入居する人、している人について市から照会をさせていただく。それから、警察からの情報提供を受ける。もちろん受けた情報について目的以外の守秘義務、それから連携協力体制として職員では危険が予想されるというようなことの場合には、警察官の支援要請というものもできるような内容ということで、警察署の方とも検討をしているところでございます。

入居申し込みの段階での判断ということですが、募集をしまして複数の方が申し込まれた場合には選考委員会にかけて決定をしていくわけですが、まず選考委員会に申し込みをされた方についてはかけまして、その後その中で決定していただいた中の方を照会をして情報を得ていくと。もちろんその段階で暴力団であるということになった場合ということも考えられますので、選考の中では補欠ということもしながらしていきたい。そういう段階で判断をしていくということでございます。

それから3点目ですが、これに対する職員の対応というようなことで、警察の方と十分打ち合わせをした上で対応することになると思っております。市では、不当要求行為対策要綱というものがございまして、その中で対策委員会というものもございまして、その中で情報を共有して対処をしていくということになります。研修ということですが、市営住宅に限らず全庁的な関係でもございまして、この委員会の方の事務局の方と相談をして、講師を招いて研修なり、訓練なりということが必要かなと思っております。そういったことで対応していきたいということでございます。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほど入居の際の暴力団と判断する段階の中で、警察の方に名前を出して照会することがありましたが、これは個人情報取り扱いということで、目的以外は使用しないということが大事かと思っております。その辺、警察の中での取り決めはどういうふうな取り決めをされていくのか、1点お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 今申しあげましたように、合意書というものを取り交わしますので、その条項の中に目的以外での守秘義務というものも1項目しっかり設けまして対応すると考えております。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 今回、こういう形で条例が改正になったわけですが、先ほどあったように近隣の市においてもこういう団体が存在するわけでありまして、市においても入ってくる可能性が十分に考えられます。今後とも警察と十分な連携を未然にやっただいて、水際で暴力団を防ぐということ等をお願いしながら、市営住宅の安全安心の管理を要望して質問を終わります。

伊藤忠男議長 議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。川越議員。

川越孝男議員 先ほどの行政報告（2）についての質問中、「農転」と申しあげましたが、この部分を「農振除外」と訂正させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

予 算 特 別 委 員 会 設 置

伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第42号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第35、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	承認第4号、承認第5号、 議第44号
厚生経済委員会	議第43号、議第46号、 議第47号、議第48号、 議第49号、議第50号、 議第51号、請願第2号、 請願第3号
建設文教委員会	議第45号、議第52号、 議第53号、議第54号、 議第55号、議第56号、 議第57号
予算特別委員会	議第42号

散 会 午前10時29分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。